

介護保険料（65歳以上）の段階早見表

国の標準13段階（第9期：令和6年度～令和8年度） | 登録不要・無料

この表は国の標準です。実際の段階・金額は、お住まいの市区町村(保険者)の条例で決まります。

市区町村は13段階以上で段階を設け、第6段階以上の所得の区切りや割合を変えることができます(厚生労働省)。ご自身の段階と保険料額は、市区町村からのお知らせで確認し、2ページ目のメモ欄に書き写してください。

第1号保険料の標準段階(標準13段階)(金額は令和8年度分)

段階	対象者(国の標準)	基準額に対する割合	公費による軽減後	わが家に ✓
市町村民税 世帯全員が非課税				
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等82万6,500円以下	0.455	0.285	☐
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等82万6,500円超120万円以下	0.685	0.485	☐
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	0.69	0.685	☐
市町村民税 本人非課税で世帯に課税者がいる				
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等82万6,500円以下	0.9	—	☐
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等82万6,500円超	1.0	—	☐
市町村民税 本人課税				
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.2	—	☐
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.3	—	☐
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.5	—	☐
第9段階	市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	1.7	—	☐
第10段階	市町村民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	1.9	—	☐
第11段階	市町村民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	2.1	—	☐
第12段階	市町村民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	2.3	—	☐
第13段階	市町村民税課税かつ合計所得金額720万円以上	2.4	—	☐

割合は、市区町村が決める「基準額」(第5段階＝1.0)に掛ける国の標準の割合(標準乗率)。保険料は基準額に段階ごとの割合を掛けた額が基本です(介護保険法施行令第38条)。「本人年金収入等」は、前年中の公的年金等の収入金額と、前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除した額との合計(介護保険法施行令第38条)。82万6,500円は令和8年度分の保険料の金額(令和8年4月施行の介護保険法施行令の改正)。同じ第9期でも、令和7年度分は80万9,000円、令和6年度分は80万円(厚生労働省の令和5年12月の資料の金額)でした。

令和8年度分には、令和7年の税制改正(給与所得控除の見直し)に伴う特例があり、令和7年に給与収入(55万1,000円以上190万円未満)があった人は、段階の判定に使う合計所得金額の計算が読み替えられたり、市町村民税が課されている者とみなされたりする場合があります(介護保険法施行令附則第24条・第25条)。該当するかどうかは市区町村に確認してください。

第6段階以上の所得の区切り(120万円～720万円)は第9期の国の基準所得金額で、市区町村は変更できます。第1～第5段階の区切りは施行令に具体的な基準があり、市町村は変更できません(厚生労働省Q&A)。

区分の基準になる日(賦課期日)は、その年度の初日です(介護保険法第130条)。

公費による軽減(第1～第3段階・国の標準)

段階	標準乗率	公費軽減割合	公費軽減後の最終乗率
第1段階	0.455	0.17	0.285
第2段階	0.685	0.2	0.485
第3段階	0.69	0.005	0.685

出典:厚生労働省「介護保険最新情報 Vol.1190」(国の定める標準乗率、公費軽減割合等)。介護保険法施行令では、市町村が引き下げる幅の上限として定められています(第38条第11項～第13項)。

介護保険料（65歳以上）の段階早見表

わが家の段階メモ(ご自身で記入)と、納め方・確認先

わが家の段階メモ(市区町村のお知らせ・案内から書き写す)

対象の人(名前)	
お住まいの市区町村(保険者)・確認した年度	令和 年度
その市区町村の段階の数／わが家の段階	全 段階 / 第 段階
その市区町村の基準額	月額 円 / 年額 円
わが家の段階の割合(基準額に対する割合)	
お知らせに書かれた保険料の年額	円
納め方	☐ 年金から天引き(特別徴収) ☐ 納付書 ☐ 口座振替 ☐ その他()
確認した日・確認先(お知らせ／窓口など)	

このメモ欄は書き写すための欄です。当サイトは個別の保険料の計算をしていません。金額は、お知らせや市区町村の案内に書かれたとおりに記入してください。

納め方:年金からの天引き(特別徴収)と、普通徴収

特別徴収 (年金から天引き)	65歳以上で、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している人のうち、年間の受給額が18万円以上の人(日本年金機構。介護保険法施行令第41条)。年金の支払をする者(年金保険者)が保険料を徴収して納めます(介護保険法第131条)。老齢を理由とする年金で天引きの対象になるのは老齢基礎年金などで、老齢厚生年金は特別徴収の対象になりません(日本年金機構)。
普通徴収 (納入の通知で納める)	特別徴収にならない人。市町村が、本人または世帯主・配偶者に納入の通知をして徴収します(介護保険法第131条)。納期は市町村の条例で決まり(第133条)、世帯主と配偶者は連帯して納付する義務を負います(第132条)。

- 年金から特別徴収される人には、市区町村からお知らせがあります。介護保険料の特別徴収は、本人の希望でやめることはできません(日本年金機構)。
- 65歳以上の人の保険料は、65歳になった月から徴収が始まります(厚生労働省)。普通徴収の納め方(口座振替を使えるかどうかなど)は、お住まいの市区町村の案内で確認してください。

確認先と、知っておきたいこと

- 確認先:お住まいの市区町村(保険者)の介護保険の担当窓口。保険者は市町村と特別区(広域連合を設置している場合は広域連合)です(厚生労働省)。
 - 全国の保険料基準額(月額・全国加重平均)は第9期で6,225円(第8期は6,014円)。全国の平均で、お住まいの市区町村の基準額ではありません(厚生労働省)。
 - 標準より多い段階を設定している保険者は約24%(介護保険部会の意見書・令和7年12月)。
 - 介護保険は原則3年を1期とするサイクルで運営され、2027年度(令和9年度)からは第10期の介護保険事業計画の期間になります(厚生労働省)。

出典(2026年10月3日確認)

- 厚生労働省「介護保険最新情報 Vol.1190 第9期計画期間に向けた第1号保険料に関する検討について(見直し内容及び諸係数)」(令和5年12月22日) <https://www.mhlw.go.jp/content/001182658.pdf>
- 厚生労働省「第9期介護保険事業計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について」(令和6年5月14日) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40211.html
- 介護保険法施行令 第38条・第41条・附則第24条・第25条(e-Gov法令検索・2026年10月1日施行の版。令和6・7年度分の金額は同改正履歴の版) <https://laws.e-gov.go.jp/law/410CO000000412>
- 介護保険法 第129条～第135条(e-Gov法令検索) <https://laws.e-gov.go.jp/law/409AC0000000123>
- 社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和7年12月25日) <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001622725.pdf>
- 厚生労働省「介護を社会で支え合い、老後の不安を軽減しましょう」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001238058.pdf>
- 厚生労働省「第10期介護保険事業(支援)計画の作成準備について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001526855.pdf>
- 日本年金機構「年金から介護保険料…を特別徴収されるのはどのような人ですか。」(更新日:2025年9月1日) <https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/seido/kyotsu/tenbiki/20140421-03.html>
- 日本年金機構「…年金から特別徴収(天引き)されているのですが、やめることはできませんか。」(更新日:2026年6月3日) <https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/uketori/tsuchi-sho/furikomi/kingaku/20140421-01.html>